

平成 28 年 8 月 2 日

認定事業所 各位

冷凍空調施設工事事業所認定審査委員会
(事務局 高圧ガス保安協会)
((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)

冷凍空調施設工事事業所の認定を受けている事業所への重要なお知らせ【注意喚起】

高圧ガス保安協会では、冷凍能力3トン以上のアンモニア又はフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍空調施設に係る据付工事を行う事業所が、高圧ガス保安法令等に基づき、保安上適正な工事及び検査を実施することにより当該冷凍空調施設に係る自主保安体制を確立し、災害の防止を図ることを目的として、冷凍空調施設工事事業所を認定する制度を運用しております。

今般、冷凍空調施設工事事業所の認定を受けている事業所(以下「認定事業所」という。)が行った、電動機冷却冷媒出口ユニオン部の不適切な締め付けにおける、ガスの漏えい事故が発生しました。別添に「圧縮機の分解整備復旧作業に係る事故の概要と再発防止策について」をとりまとめましたので、認定事業所においては、同様の事故の未然防止にご活用いただければ幸いです。

なお、高圧ガス保安法第 63 条におきまして、第 1 種製造者等には、高圧ガスについて災害が発生した場合、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出ることが義務付けられております。

一方、当協会が定めております冷凍空調施設工事事業所認定申請マニュアル(以下「認定マニュアル」という。)には、「11 認定事業所の義務」として、「冷凍空調施設の設置工事又はその工事終了後に当該設備に係る事故等が発生したときは、速やかに協会に報告すること」が義務付けられております。しかしながら、当該認定事業所は、今回の事故報告義務を失念しており、冷凍空調施設工事事業所認定審査委員会としては誠に遺憾であります。

認定事業所におかれましては、認定事業所に課せられた事故報告義務を遵守いただくと共に、別添の「圧縮機の分解整備復旧作業に係る事故の概要と再発防止対策について」を参考に、より一層の適切な設置工事等を行っていただけますようお願い致します。

なお、事故が発生した場合の事故概要等の報告先は、次のとおりです。

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 冷凍空調課 メールアドレス: hpg@khk.or.jp
FAX 番号 : 03-3438-4163
電話番号 : 03-3436-6103
本件担当者 : 藤井、鈴木

圧縮機の分解整備復旧作業に係る事故の概要と再発防止対策について

1. 事故の概要

- ・当該認定事業所の作業従事者は、圧縮機の分解整備復旧後、気密試験を行い、気密試験合格後冷媒を封入した。
- ・試験合格から一年後、ユーザーよりサージングが発生しているとの連絡を受け、現地調査を行い、冷媒循環量不足と判断し、気密試験を実施したところ、電動機冷却冷媒出口ユニオン部より冷媒漏えいが確認された。

2. 事故の原因

- ・圧縮機の分解整備後の復旧作業において、配管類を再接続する際に、ユニオンのシート面が確実に接触していない状態でナットを締め付けたことにより、Oリングの押し潰しが不十分であった。
- ・ユニオンの前後にあるフランジ接続を先に締め付けたことによりユニオン部に隙間が生じた。

3. 当該認定事業所が行った再発防止策

(1) ユニオン部取付け作業チェック体制の構築

- ・ユニオン部で適切な密着性を確保するために、ユニオン部を優先的に接続し、フランジ部で最終調整する等の作業手順のチェックシートを作成した。
- ・手順どおりに作業が行われたことを作業員及び確認者がチェックシートにチェックすることとした。
- ・類似作業にもチェックシートを活用するよう指導することとした。

(2) 周知会の開催

- ・周知会を開催し、本件の事象説明及び留意点について説明するとともに、チェックシートの活用を促した。

以上